

福岡市地域集団回収等報奨実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡市における家庭ごみの減量とリサイクルを図るため、地域集団回収、古紙定期回収事業、紙リサイクルボックス事業及び校区紙リサイクルステーション事業（以下「地域集団回収等」という。）に対する報奨に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象団体)

第2条 報奨の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、福岡市校区紙リサイクルステーション事業実施要綱第2条第2項に掲げる校区団体（以下「校区団体」という。）、自治会、町内会、子ども会、老人クラブ、PTA、マンション管理組合等地域住民で組織された団体その他市長が認める団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる団体は、報奨の対象としない。

- (1) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「市暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が代表者（団体が法人である場合にあっては、その役員）となっている団体
- (2) 市暴排条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

(報奨金の額)

第3条 対象団体に交付する報奨金は別表に定めるとおりとする。

2 離島については資源物回収にかかる船賃の実費相当額を報奨金として交付する。

(対象期間)

第4条 報奨の対象となる期間（以下「対象期間」という。）は、1月1日から12月31日までとする。ただし、別表の第4の項については、1月1日から6月30日までの上期と7月1日から12月31日までの下期とに分割することができる。

(対象品目)

第5条 報奨の対象となる資源物の品目は、家庭から排出される古紙、空き缶（アルミ缶及びスチール缶）、びん類（リターナブルびん及びそのケース）、布類とする。

(届出事項)

第6条 参加を希望する団体（校区団体を除く。）は、対象期間内に、地域集団回収等参加申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前年度に参加申込みを行った団体（校区団体を除く。）は、

前年度の実績報告書に参加申込み事項を記載し、市長に提出することにより、当該年度の参加申込書の提出に替えることができる。

- 3 対象団体（校区団体を除く。）は、その名称又は代表者（団体が法人である場合にあっては、その役員）に変更が生じたときは、地域集団回収等参加団体名称等変更届（様式第2-1号）を市長に提出するものとする。
- 4 対象団体（校区団体、紙リサイクルボックス運営団体を除く）は、回収情報、回収場所又はその情報の使用に変更が生じたときは、地域集団回収回収情報等変更届（様式第2-2号）を市長に提出するものとする。
- 5 地域集団回収等報奨への参加を辞退する場合は、すみやかに地域集団回収等参加辞退届（様式第6号）を市長に提出するものとする。

（実績報告）

第7条 対象団体（校区団体を除く。）は、対象期間の地域集団回収等の最終実施日から当該対象期間の属する年の翌年1月20日までの期間のうち、各区が定める期間内に地域集団回収等実施団体実績報告書（様式第3号）及び添付書類を市長に提出するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

2 校区団体は、上期終了後にあっては、地域集団回収等実施団体実績報告書（校区紙リサイクルステーション・上期用）（様式第4号）及び添付書類を当該上期の属する年の7月20日までに市長に提出するものとし、下期終了後にあっては、地域集団回収等実施団体実績報告書（校区紙リサイクルステーション・下期用）（様式第5号）及び添付書類を当該下期の属する年の翌年1月20日までの期間のうち、各区が定める期間内に市長に提出するものとする。ただし、上期終了後に実績報告書を提出しなかった場合は、様式第5号を用いて上期と下期の実績を一括記載するものとする。

（報奨金の交付）

第8条 市長は、前条の規定による対象団体からの報告が適正と認められる場合は、第3条に定める報奨金を交付する。

- 2 報奨金は、前条の地域集団回収等実施団体実績報告書に記載された団体名義の口座に、口座振込みの方法により交付する。

（報奨金の返還等）

第9条 報奨金の交付を受けた対象団体は、明朗な経理に努めなければならない。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、対象団体からその活動に関する報告を徴することができる。
- 3 市長は、対象団体が第2条第2項各号に掲げる団体と認められるとき、又は虚偽の実績報告その他不正な手段により報奨金の交付を受けたときは、報奨金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(委任)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附則

1. この要綱は平成13年4月1日から施行する。
ただし、対象期間は平成13年1月1日から適用する。
2. (平成14年4月25日一部改正) この要綱は平成14年4月25日から施行する。
ただし、対象期間は平成14年1月1日から適用する。
3. (平成15年3月26日一部改正) この要綱は平成15年4月1日から施行する。
ただし、対象期間は平成15年1月1日から適用する。
4. (平成15年10月27日一部改正) この要綱は平成15年10月27日から施行する。
ただし、対象期間は平成15年1月1日から適用する。
5. (平成16年4月1日一部改正) この要綱は平成16年4月1日から施行する。
ただし、別表の第1の項の対象期間は平成16年1月1日から適用する。
6. (平成17年7月1日一部改正) この要綱は平成17年7月1日から施行する。
7. (平成18年7月1日一部改正) この要綱は平成18年7月1日から施行する。
8. (平成19年12月1日一部改正) この要綱は平成19年12月1日から施行する。
9. (平成22年12月1日一部改正) この要綱は平成22年12月1日から施行する。
10. (平成23年3月25日一部改正) この要綱は平成23年4月1日から施行する。
11. (平成23年6月3日一部改正) この要綱は平成24年1月1日から施行する。
12. (平成26年1月1日一部改正) この要綱は平成26年1月1日から施行する。
13. (平成26年3月31日一部改正) この要綱は平成26年4月1日から施行する。
ただし、別表の第1の項の対象期間は平成26年1月1日から適用する。
14. (平成28年3月31日一部改正) この要綱は平成28年4月1日から施行する。
ただし、別表の第1の項の対象期間は平成28年1月1日から適用する。
15. (平成30年11月30日一部改正) この要綱は平成30年11月30日から施行する。
ただし、対象期間は平成30年1月1日から適用する。
16. (令和元年5月1日一部改正) この要綱は令和元年5月1日から施行する。
ただし、対象期間は平成31年1月1日から適用する。
17. (令和元年10月1日一部改正) この要綱は令和元年10月1日から施行する。
ただし、対象期間は平成31年1月1日から適用する。
18. (令和2年10月1日一部改正) この要綱は令和2年10月1日から施行する。
ただし、対象期間は令和2年1月1日から適用する。
19. (令和3年4月1日一部改正) この要綱は令和3年4月1日から施行する。
ただし、対象期間は令和3年1月1日から適用する。
20. (令和4年6月1日一部改正) この要綱は令和4年6月1日から施行する。
ただし、対象期間は令和4年1月1日から適用する。